

2025 年 9 月 12 日

株主各位

大阪市北区鶴野町 1 番 9 号
株式会社ラクス
代表取締役社長 中村崇則

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 8 月 13 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2025 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、2025 年 10 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 320,000,000 株から 640,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 10 月下旬にお届け住所にお送りする予定です。
2. 2025 年 10 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)